

# 福知山市花火大会火災の教訓と対策について

総務省消防庁予防課予防係長 増 沢 健

## はじめに

消防庁は、平成25年8月15日（木）京都府福知山市において死者3名、負傷者56名が発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」（部会長：小林恭一 東京理科大学大学院教授）（以下「検討部会」という。）を開催した。

検討部会では、屋外イベント会場等の火災予防上の課題が議論され、課題を踏まえて必要な火災対策について提言がなされた。

消防庁は検討部会からの提言を受け、火災予防上必要な対策を講じるため、火災予防条例（例）等の一部を改正した。

本稿では、屋外イベント会場等の火災予防上の

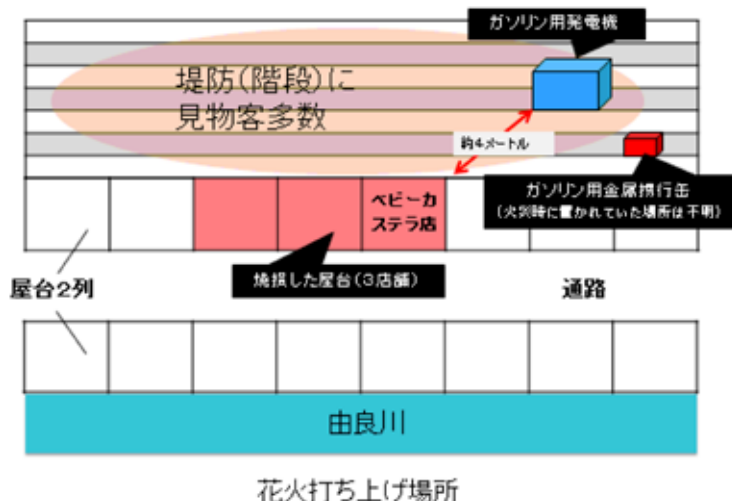
課題及び改正した火災予防条例（例）について述べる。

## 1 屋外イベント会場等の火災予防上の課題

検討部会で議論された屋外イベント会場等の火災予防上の課題は以下のとおりである。

### ○ 露店等の配置について

人的被害が拡大した要因の一つとして、花火を見物する観客席と火気を扱う露店、発電機及びガンソリン携行缶の配置場所が近接していたことがあげられる。必ずしも、火災予防の観点から店舗の配置を確認する体制がとられていないことが課題である。



### ○ 主催者等による火災予防の取組について

警備計画に消防に関することも記載されていたが、花火による火災発生への備えや救急対応に主眼がおかれた計画であった。

本火災のあった露店に対する火災予防上の指導体制についても明確ではなく、一般的に個々の露店に対する火気管理については、個々の露店主に委ねている場合もあることが課題である。

### ○ 消火準備について

本火災の消火活動は、現地警備中の消防団が可搬ポンプ及び河川の水を利用して実施し、速やかに消火したが、他の屋外イベント会場等において同様の対処ができるとは限らない。

なお、法令で火気を扱う屋外イベント会場等の消火準備に関する明確な規定がなく、福知山花火大会の各露店における消火準備の状況も不明である。

火気を扱う屋外イベント会場等において、消火準備の確保が徹底されていないことが課題である。

### ○ 消防機関の事前把握について

本火災では、消防機関がイベントを事前に把握し、警戒態勢をとっていたが、火災危険性に応じて、消防機関が必要な情報を確実に把握することができ、必要に応じて指導ができるようにすることが課題である。

## 2 課題を踏まえた対策について

上述の課題に係る対策を講じるため、消防庁は、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成26年1月31日消防予第20号。）を発出した。

以下にその概要を示す。

※本稿においては、改正通知による改正後の火災予防条例（例）を「条例（例）」という。

### ○ 消火器の準備について（条例（例）第18条第1項第9号の2（第19条から第22条において準用する場合を含む。）関係）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しに際して対象火気器具等を使用する者に対して、消火器の準備をした上で使用することを義務付けた。

### ○ 屋外催しに係る防火管理（第42条の2、第42条の3関係）

祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものについては、会場に多数の人が集合し、混雑が生じることで、火災発生時の消火及び避難が困難になり、被害を拡大させるおそれがある。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災危険性が高まり、重大な被害を招くおそれがある。

このため、こうした催しを主催（複数の者が実質的に共同して主催する場合も含む）する者の責任と役割を明確化し、露店等と客席の火災予防上安全な配置を講じる等、必要な防火管理体制を構築することを新たに義務付けた。

### ○ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第45条関係）

条例（例）第45条第6号の規定は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、条例（例）第18条第1項第9号の2（第19条から第22条において準用する場合を含む。）の規定により消火器の準備が必要となることから、その実施状況について消防機関が事前に把握し、必要に応じて指導することができるよう、当該露店等を開設する者に対して、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出ることを義務付けた。

## ○ 罰則（第49条、第50条関係）

条例（例）第42条の3第1項の規定による計画は、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであるから、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反について、罰則を設けた。

## おわりに

消防庁は、福知山市花火大会の火災と同様の事故を繰り返さないようにするため、新たに屋外イベント会場等の防火担当者の選任及び消火器の設置義務付けなどの防火管理を徹底する仕組みを構築する目的で火災予防条例（例）を改正した。

消防機関及び屋外イベントの関係者は、条例（例）の趣旨を踏まえ、相互に協力して指定催しが火災予防上安全なイベントとなるように努めて頂きたい。



福知山花火大会火災現場の状況